

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見を尊重した方針決定を求める
意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	宮内 そうこ (戸田の会)
賛成者	〃	花井 あきこ (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	河合 ゆうすけ (保守の会)
〃	〃	辺見 智子 (戸田の会)
〃	〃	小沼 さゆり (戸田の会)
〃	〃	むとう 葉子 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小山 大輔 (政策 TODA)
〃	〃	佐藤 太信 (戸田の会)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三浦 のぶお (公明党)
〃	〃	三輪 なお子 (公明党)
〃	〃	野澤 茂雅 (戸田の会)
〃	〃	矢澤 青河 (戸田の会)
〃	〃	斎藤 直子 (平政会)
〃	〃	竹内 正明 (公明党)

〃	〃	石川 清明 (公明党)
〃	〃	細田 昌孝 (政策TODA)
〃	〃	遠藤 英樹 (政策TODA)
〃	〃	浅生 和英 (戸田の会)
〃	〃	酒井 いくろう (戸田の会)
〃	〃	榎本 守明 (平政会)

議員提出議案第6号

男女別学の埼玉県立高等学校において生徒の意見を尊重した方針決定を求める意見書

現在埼玉県には、12校の男女別学の県立高校がある。令和5年8月30日、埼玉県男女共同参画苦情処理委員は、「埼玉県立高校において、共学化が早期に実現されるべきである」との趣旨の勧告を埼玉県教育委員会に対して行い、令和6年8月31日までに「是正その他の措置」についての報告を求めた。

埼玉県教育委員会は、勧告を受けて、中学生及び高校生とその保護者に対するアンケートを令和6年4月から5月にかけて実施した。アンケートの結果、「共学化した方がよい」と回答したのは中学生で18.7%、高校生で7.8%、「共学化しない方がよい」と回答したのは中学生で19.3%、高校生で57.2%、「どちらでもよい」と回答したのは中学生で56.2%、高校生で33.2%となった。

埼玉県教育委員会は令和6年8月22日に措置報告書を提出し、「男女共同参画社会の中において、高校の3年間を男女が互いに協力して学校生活を送ることには意義があり、県教育委員会は、主体的に共学化を推進していくこととする」とした上で、県民の意見を丁寧に把握する必要があるため、埼玉県教育委員会がアンケートや地域別での意見交換、有識者からの意見聴取などを実施するとしている。先に行われたアンケート結果からも、今後さらに慎重な議論が求められることは明らかである。

よって本市議会は、埼玉県及び埼玉県教育委員会に対し、在校生及び進学を目指す生徒の気持ちを尊重し、男女別学の埼玉県立高等学校において当事者の意見に十分配慮した方針決定を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

埼玉県知事、埼玉県教育委員会教育長 様

我が国の安全保障、国土保全及び国民生活の安心・安全を確保するため、外国人等による土地の取得及び利用を制限する法の整備を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	遠藤英樹(政策TODA)
賛成者	〃	河合ゆうすけ(保守の会)
〃	〃	小山大輔(政策TODA)
〃	〃	三浦のぶお(公明党)
〃	〃	三輪なお子(公明党)
〃	〃	古屋としみつ(政策TODA)
〃	〃	そごう拓也(政策TODA)
〃	〃	矢澤青河(戸田の会)
〃	〃	斎藤直子(平政会)
〃	〃	竹内正明(公明党)
〃	〃	石川清明(公明党)
〃	〃	細田昌孝(政策TODA)
〃	〃	酒井いくろう(戸田の会)
〃	〃	榎本守明(平政会)

議員提出議案第7号

我が国の安全保障、国土保全及び国民生活の安心・安全を確保するため、外国人等による土地の取得及び利用を制限する法の整備を求める意見書

我が国において、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国資本等が日本人と同様に土地所有ができることになっている。

近年、外国資本による河川の上流域などの水源地や山林・森林などの資源地への土地取得が問題となっている。北海道では、外国人や外国資本により貴重な水源地でもある山林やキャンプ場の買収が進んでいる。また、長崎県内では、防衛施設の周辺土地までも外国資本によって買収されている状況に陥っている。

令和4年9月20日、重要土地等調査法が施行され、重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止するため、注視区域・特別注視区域の指定、土地等の利用状況の調査、特別注視区域内における届出、土地等の不適切な利用の規制等の措置を実施することとしている。

しかしながら、今後も外国人や外国資本等による土地の取得、とりわけ水源地や防衛施設、離島等の周辺土地について買収等が進むようなことになれば、我が国の安全保障を脅かし、国防上の重大な問題にも発展しかねない。

よって、国においては、国土保全及び安全保障上の観点から以下要望する。

記

1. 外国資本等による土地の売買や開発行為を規制するための法整備を図ること。
2. 外国人土地法施行令を制定すること。
3. 相互主義対象国に対し、土地取得の制限または禁止措置を適用すること。
4. 水源地、防衛施設周辺、国境離島等を特に重点地域として指定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、総務大臣、
国土交通大臣、防衛大臣、環境大臣、農林水産大臣、国家公安委員長 様

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	竹内正明（公明党）
賛成者	〃	花井あきこ（日本共産党戸田市議団）
〃	〃	河合ゆうすけ（保守の会）
〃	〃	むとう葉子（日本共産党戸田市議団）
〃	〃	小金沢優（りっけん戸田）
〃	〃	三浦のぶお（公明党）
〃	〃	三輪なお子（公明党）
〃	〃	矢澤青河（戸田の会）
〃	〃	斎藤直子（平政会）
〃	〃	石川清明（公明党）
〃	〃	酒井いくろう（戸田の会）
〃	〃	榎本守明（平政会）

議員提出議案第8号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定の下、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

1. 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
2. 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
3. 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 様

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅 生 和 英 様

提出者	戸田市議会議員	竹 内 正 明 (公 明 党)
賛成者	〃	花 井 あきこ (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	河合 ゆうすけ (保 守 の 会)
〃	〃	むとう 葉 子 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三 浦 のぶお (公 明 党)
〃	〃	三 輪 なお子 (公 明 党)
〃	〃	矢 澤 青 河 (戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子 (平 政 会)
〃	〃	石 川 清 明 (公 明 党)
〃	〃	酒井 いくろう (戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明 (平 政 会)

議員提出議案第9号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとした。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 様

地方税財源の充実確保を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	竹内正明(公明党)
賛成者	〃	河合ゆうすけ(保守の会)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三浦 のぶお(公明党)
〃	〃	三輪 なお子(公明党)
〃	〃	矢澤 青河(戸田の会)
〃	〃	斎藤 直子(平政会)
〃	〃	石川 清明(公明党)
〃	〃	酒井 いくろう(戸田の会)
〃	〃	榎本 守明(平政会)

議員提出議案第10号

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
2. いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
3. 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
4. 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに

に、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 様

「こども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子供の最善の利益と保育の質・安全の保障を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	本田 哲 (日本共産党戸田市議団)
賛成者	〃	花井 あきこ (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	河合 ゆうすけ (保守の会)
〃	〃	むとう 葉子 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三浦 のぶお (公明党)
〃	〃	三輪 なお子 (公明党)
〃	〃	矢澤 青河 (戸田の会)
〃	〃	斎藤 直子 (平政会)
〃	〃	竹内 正明 (公明党)
〃	〃	石川 清明 (公明党)
〃	〃	酒井 いくろう (戸田の会)
〃	〃	榎本 守明 (平政会)

議員提出議案第11号

「こども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子供の最善の利益と保育の質・安全の保障を求める意見書

政府は、保護者の就労の有無にかかわらず、希望する全ての家庭が一定時間子供を預けられる「こども誰でも通園制度」を創設し、2026年度からの本格実施に向けた準備を進めています。制度の理念である「全てのこどもの育ちを応援する」ことは重要であり、育児不安の軽減や親子の孤立防止につながる可能性もあります。一方で、子供のためと掲げるのであれば、一時的に預けるだけの場にとどまらず、子供にとって安心できる環境と信頼できる大人との関係の保障が不可欠です。

また、保育士不足が深刻化する中での制度拡大は、在園児を含む保育環境全体に影響を与えるおそれがあります。千葉市の試行報告でも、在園児への悪影響や保育現場の疲弊が指摘されており、本市でも子供や保育士に過度な負担がかからないよう、制度の段階的かつ慎重な設計が求められています。さらに、将来的に本制度が私立園にも広がる場合には、事業者間で保育の質にばらつきが生じる懸念もあります。

よって、本市議会は国に対し、以下の事項を強く求めます。

記

1. 「こども誰でも通園制度」において、子供に適切な保育が提供されるよう、保育士の資格要件や配置基準を含めた保育環境の改善を図ること。
2. 制度が自治体や保育事業者にとって持続可能なものとなるよう、保育単価を引き上げるとともに、人件費や施設整備等にかかる基礎的経費を十分に保障する財政措置を講じること。
3. 市区町村が制度を活用して地域全体の子育て環境を改善できるよう、自治体に対する補助制度を充実させるとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度運用ができるよう、市区町村の権限と裁量を保障すること。
4. 「こども誰でも通園制度」と既存の一時預かり事業の機能や目的を再整理し、制度間の整理・統合や、すみ分けを行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

人身取引加害者に対する処罰・厳罰化と被害者支援を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和7年12月17日

戸田市議会議長 浅生和英様

提出者	戸田市議会議員	むとう 葉子 (日本共産党戸田市議団)
賛成者	〃	花井 あきこ (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	河合 ゆうすけ (保守の会)
〃	〃	本田 哲 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	三浦 のぶお (公明党)
〃	〃	三輪 なお子 (公明党)
〃	〃	矢澤 青河 (戸田の会)
〃	〃	斎藤 直子 (平政会)
〃	〃	竹内 正明 (公明党)
〃	〃	石川 清明 (公明党)
〃	〃	酒井 いくろう (戸田の会)
〃	〃	榎本 守明 (平政会)

議員提出議案第12号

人身取引加害者に対する処罰・厳罰化と被害者支援を求める意見書

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。

11月4日、12歳のタイ人の少女の人身取引事件が発覚した。「12歳の少女」「タイ人」「母親が娘を置き去りにした（売った）」等のセンセーショナルな内容が報道されたが、問題にすべき人身取引問題は「タイの人身取引」ではなく、「日本国内の人身取引」である。この事件は、店のオーナーが「労働基準法違反」のみで摘発されており、「不同意性行為等罪」や「児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「売春防止法」、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」等では、摘発されていない。

日本のホストやコンセプトカフェなどの業者が、若年女性に対し「搾取」を目的として、性行為（売春）を強要している現状は、人身取引議定書第3条で定義された人身取引に該当するにも関わらず、政府も警察もメディアも日本の人身取引問題として取り上げていない現状がある。

子どもや女性への搾取、性売買の強要は暴力であり、人身取引であることを認識して、的確に摘発し、人身取引加害者処罰と厳罰化が必要である。同時に、被害者に対しては一時的な「保護」や「避難」ではなく、「安心・安全」と「自己の尊厳」を育み、搾取から脱して本人の望む生活が営めるよう中長期的な支援が求められている。

よって、国においては、人身取引加害者に対する処罰・厳罰化と中長期的な被害者支援を行うための予算措置を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年12月17日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、警察庁長官 様